

生徒心得

学校が明示する生徒生活のあり方を正しく守り、先輩が
つちかった母校の伝統にこたえよう。

1 礼儀

礼儀は尊敬・親愛の念の表現であって、みんなが認めた
社会の約束であり、円満な社会生活の源泉である。日頃か
ら作法を身につけてこそいかなる場合に臨んでも礼儀にか
ななかった行いができるのであって、本校の生徒はこの習慣を
身につけることを怠ってはならない。

2 服装と身だしなみ

服装は、着る人の人がらを表すと同時に、その気分や行
動をさえ左右する。したがって、常に清潔を保ち、正しく着
用しましょう。

【服装規定】

① 冬季服装

男子・・・本校指定の学生服（上着・ズボン）、カッター
シャツを着用。

女子・・・本校指定のブレザー、スカート（ズボン）、
ブラウス、リボンを着用。

※基本的な形は上記となるが、日常の学校生活の中で
のリボン（女子）の着用については柔軟に対応する。

※入学式・卒業式においては、必ずリボンの着用（基本
的な制服の着用）をする。

② 夏季服装

男子・・・本校指定のカッターシャツ、ズボンを着用。

女子・・・本校指定のブラウス、スカート（ズボン）
を着用。

③ 厳寒時は、通学時において防寒具の着用を認める。但
し、着用に際しては次のことを守ること。

(1)校舎内で着用してはならない（登下校時を除く）。

(2)防寒具の実際については、生徒指導部より指示する。

(3)男女とも中着については本校指定のカーディガン、
セーター、ベストに限り認める。

◆インナーウェアとしてのTシャツは、無地・ワンポイ
ントまでの白・黒・紺・灰色とする。（※本校半袖体操
服は可とする）。

◆衣替えの具体的な時期については、その年の気候を考
えながら生徒指導部で判断、全体へ連絡をする。

◆靴は運動靴（華美でないもの）又は黒・茶の革靴とす
る（サンダル・ヒール等は禁止）。

【頭髪規定】

染色、脱色、パーマ、極端な刈り上げ、付け毛（エク
ステンション）等は禁止する。

【化粧・装飾品の規定】

口紅・マニキュア等の化粧、指輪・ネックレス・ピア
ス・ブレスレット・数珠等の装飾品は禁止する。

3 通 学

- 1 通学途中においては、常に交通規則、マナーを守って行動すること。
- 2 近年、通学途中の交通事故が増加しており、また、校内における駐輪スペースの確保の問題からも、本校では自転車での通学について許可制をとっている。
- 3 自転車通学をする者は、必ず本校指定のステッカーを自転車の定められた場所につけ、校内の所定の場所に駐輪すること。
- 4 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引欠席・公用欠課については、事前または事後直ちに所定の用紙に、その理由を記して学級担任（遅刻は教科担任）に届け出る。体調不良の早退、忌引による早退などについては、担任の許可後、生徒指導部に届け出る。緊急の場合、口頭による届出も可とする。
- 5 クラブ活動届・外出許可証等の手続きは、所定の用紙に必要事項を記入し関係職員の承認を受け、さらに生徒指導部員へ届け出る。
- 6 病気欠席7日以上におよぶ時は、医師の診断書を添えて届出なければならない。
- 7 登校後は定時終業まで許可なく出門することを認めない。出門を必要とする場合は学級担任の承諾を得ること。
- 8 親族死亡による忌引日数は次の通りで、この期間は欠席の取扱いを受けない。ただし忌引期間中であっても登校はさしつかえない。
(1) 父 母 (5 日) (2) 祖 父 母 (3 日)
(3) 曾 祖 父 母 (1 日) (4) 兄 弟 姉 妹 (3 日)
(5) 伯 叔 父 母 (1 日)
ただし、遠隔地での葬儀に対しては往復に要する旅行日数等を考慮する。

4 学 校 生 活

- 1 学校は公共のものであり、共同生活の場である。皆が安心・安全に学校生活を過ごすことができるよう、一人ひとりが自覚と責任、思いやりの気持ちをもって行動すること。
- 2 長期休暇中においても、本校生としての自覚を忘れず、計画を立てて自身の向上に役立つ有意義な時間を過ごすこと。

5 懲 戒

本校の生徒として、校則及び社会通念上の常識に反する行為を犯した者は、個人・集団の別なく、本校懲戒規定に従って厳重にその責をただして懲戒する。